第 316 号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1995年) 平成7年 4月17日 月曜日

発行所

株式会社「アンミュレーション

大阪市中央区平野町 3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

🌣 交通反則金の取扱い

②:私は、A法人の経理担当者です。先日、 業務時間中に従業員が交通違反し、交通反則 金、レッカー車代、駐車料金の徴収金を支払 うこととなりました。業務中のやむを得ない 路上駐車であったので、全額我が社が負担し ました。これらの費用は、税務上どのように 取り扱われるのでしょうか。

⚠ :法人が納付する交通反則金等は、次のように取り扱われます。

①交通反則金

- イ.業務遂行に関連する行為に対して課された場合は、行為者が法人の役員、従業員にかかわらず、法人の所得の金額の計算上、損金の額に算入されません。
- ロ. イ以外の場合は、行為者が役員のときは、役員賞与として損金算入はできず、 従業員のときは、使用人給与となり損金 算入されます。



②交通反則金に伴う徴収金

レッカー車、駐車料金などの交通反則に伴 う徴収金は、法人税法上の罰金等に該当し ません。したがって、法人が負担する相当 の理由がある場合は、その金額は、給与以 外の損金に算入します。

